

Title	広沢参議横死事件と安藤則命
Sub Title	A study on the Hirosawa affair and Norimichi Andō
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.4 (1990. 4) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900428-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

命則安藤と事件横死参議広沢

筈 原 英 彦

- 一、はじめに
- 二、事件の経過と安藤の対応
- 三、安藤と司法省
- 四、安藤の政治行動と警察当局
- 五、結び

一、はじめに

明治四年一月、木戸に代わり政府内にあつて長閑を代表していた参議広沢真臣が私邸において横死するという事件が発生した。同事件は九年以上の長期にわたり、弾正台、刑部省、司法省、東京府、東京警視庁等多くの機関により捜査が進められた。そして、夥しい数の容疑者が浮かび、浮かんでは消えていった。

同事件の処理をめぐることは、主として司法省が反政府運動との関係を追及したのに対して、警察当局は広沢の痴情關係に照準を合わせていた。両者は、当初捜査権の重複により権限争いを展開し、裁判の開始以降も捜査の方針や捜

査手続きをめぐり激しく対立した。警察側において終始同事件の捜査を担当した安藤則命は、あくまで現場重視の姿勢を崩さなかった。

これまで、先学による同事件の研究では、安藤の拷問を交えた強引な捜査が事件の解決を困難としたとの評価がなされてきた。そして、それは一重に安藤の性格や古い捜査方針に起因するとの理解が示された。逆に、司法省については、参座制や臨時裁判所の開設など公平な審理を推進したとの評価がなされている。しかし、以上の見方は、安藤の意識と行動を正確に理解しない一面的な評価であると言わねばならない。⁽²⁾ また、安藤の政治的背景に考慮することにより、同事件処理の政治過程についてより深い理解が得られるであろう。

本稿は、以上の問題意識の下に、国立国会図書館憲政資料室所蔵『三條家文書』、『大木喬任文書』、及び国立公文書館所蔵『公文録』等にみられる未紹介の捜査関係書類を検討することにより、警察制度形成期における警察官僚安藤⁽³⁾の意識と行動を究明し、もって維新官僚研究の一助としたい。

(1) 尾佐竹猛『明治秘史・疑獄難獄』(昭和二十三年、実業之日本社)、同『法窓秘聞』(昭和二十四年、実業之日本社)、同『明治警察裁判史』(大正十五年、邦光堂書店)、田中時彦『広沢真臣暗殺事件』(我妻栄他編『日本政治裁判史録・明治前』所収)等参照。

(2) 中原英典「中警視安藤則命の二つの上申書(一)(二)」、『警察研究』第四二巻十一、二号)。

(3) 安藤則命は、文政十一年三月、薩摩藩士安藤一角の長男として鹿児島城下に生まれた。維新以前の履歴については必ずしも詳らかではなく、ある程度洋学に通じ、幕末開国派に与したことが僅かに知られている。中原英典氏によれば、文久の英国艦隊鹿児島砲撃事件への出陣及びその武勇伝が伝えられている。しかし、安藤が頭角を頭すのは、維新以降警察機構の創設、発展を待たなければならぬ。明治元年十月、安藤は東京府に出仕し、市中取締隊長に補された。爾後、東京府大属、同府典事等を歴任し、五年五月遷卒総長に就任した。薩摩藩出身者が多く警察畑を歩いたことは、つとに知られるところであるが、安藤もその一人として明治十年代前半まで警察内部の要職を歴任する。安藤が警察畑を歩む契機を示す資料は今これを見出しえないが、多くの同藩警察官僚同様、西郷隆盛、川路利良らの引きがあったことは想像に難くない。上述の遷卒総長の任命に

あつては、安藤とともに川路ら五人が選ばれている。当初、警察制度の集権化は司法省によって主導された。五年八月の警保寮の設置がそれである。警保寮職制章程がその第二条に謳うように、同寮設置の目的は「国中ヲ安靜ナラシメ人民ヲ健康シ保護スル為メ」であり、ここに行政警察の萌芽をみることができ、この改革に伴い、邏卒総長川路利良ら警保助兼大警視に、そして安藤も警保助に任命されたのであつた。しかし、警察官僚が結集し、一政治勢力として活動するのは、明治六年十一月の内務省の設置を待たなくてはならない。それは、司法と行政の分離をめざして、警察機構の司法省からの独立を同時に意味するものであつた。こうした警察行政の司法機関からの分離は、欧州視察より帰朝した川路により強力に進められた。フランス警察制度を範とした川路の「建議草案」には、あるべき行政警察体制の青写真が描かれ、大久保の内務省設置を背景として、東京警視庁の創設をもつて具体化されたのである。川路のめざす行政警察とは、全国警察権の集中と国事警察機能の充実に旨とするものであつた。明治七年一月、太政官第六号達により職制及び事務章程が布告された同庁は、川路を中心に薩摩出身の警察官僚の牙城として一大勢力に発展する。しかし、その間に発生した明治六年の政変は、警保寮内の征韓派、すなわち西郷と進退を共にした坂元純熙ら薩摩警察官僚の下野をもたらし、これにより、およそ千名の邏卒が脱落し、山口、東京、白河など各地から二千人の巡查が新たに補充されたのであつた。従つて、東京警視庁は、上層部こそ薩摩閥が主流派を形成していたが、この底辺にあつては、むしろ他府県出身者が以前にまして増加したと考えねばならないであろう。維新警察は、この後土族の反乱に備えるため、西南の役を挟んで軍事的機能を著しく強化してゆくことになる。東京警視庁は、そのため一時内務省警視局に統合されるが、再び十四年初頭には、自由民権時代の要請に応えるべく、警視庁として再置されるのである。以上の如き維新警察の形成過程において、警察官僚は如何なる意識をもち、如何に行動したのであろうか。薩摩警察官僚安藤の足跡を辿ることにより、かかる疑問に一定の回答を与えることができるであろう。安藤は、東京府時代より警察畑を歩み、警察内薩摩閥の形成に一定の影響を与え、同時に、行政・司法両警察分野において、現場重視の捜査方針を確立した。その姿勢は、ときとして捜査の行き過ぎを生み、政府首脳を悩ませる結果となつたが、これはある意味では、形成期の警察制度が抱えた矛盾を体現したとみることができよう。「行政警察」、「政治警察」、そして「国事警察」といった概念は、主として川路により主張されたものであるが、多く現場にあつてその実践にあつたのは安藤ら薩摩閥であったと言つてよい。安藤は、その在任中二つの大きな事件に遭遇した。一つは、参議広沢真臣の暗殺事件であり、今一つはかの藤田組贖札事件である。ともに、明治初年における大難獄事件であつて、捜査当局のみならず、維新政府を大いに震撼させた。両事件とも、安藤は捜査主任として事件解明に当たつている。前者が政府高官の暗殺事件であり、また後者が政府高官の汚職事件とあつて、事件処理の過程は政治的色彩を帯びずには置かなかつた。前者の処理については、依然捜査機関が多元的段階にあり、不可逆的に高度

の政治的調整を必要とした。また後者の場合は、露骨な政府の干渉を経験した。紆余曲折する捜査過程にあって、しだいに安藤は主体性を確立し、政治的介入から警察機構を守るためにも川路を理論的支柱とした薩摩警察を生み出すことになる。この過程にあって、安藤は直情径行型の強引な警察官僚という芳しくない評価を得るが、その捜査方針や捜査活動が当時の水準において妥当なものであるか否かは、次章以下において検討した捜査関係資料が⁽¹⁾つづさに物語るところである（中原英典「中警視安藤則命の二つの上申書（一）」、『警察研究』第四二巻第十一号、鈴木蘆堂『大警視川路利良』、『法規分類大全』警察門、『警視庁史』明治編、昭和三十四年、中和印刷、大日方純夫「警察と民衆（二）」川路利良、ヨーロッパへ、『法学セミナー』第三三六号、『公文録』壬申十月司法省伺一、「警保寮職制並東京番人規則」、大久保利謙『明治国家の形成』、昭和六十一年、吉川弘文館、『内務省史』第二巻等参照）。

二、事件の経過と安藤の対応

広沢参議の横死事件は、明治二年正月の横井小楠、同年九月の大村益次郎兵部大輔に続く政府高官襲撃事件であり、前年の山口藩兵騒擾事件等⁽¹⁾反政府運動の一貫として、明治新政府を大いに震撼させた。事件発生当日、間髪を入れず太政官が「諸官員、宮華族家人、陪從ノ者、並府藩縣士族卒及私塾生徒其他末々迄一々遂吟味⁽²⁾」なる嚴重な布告を⁽³⁾発したことは、政府首脳⁽⁴⁾の並々ならぬ危機感の現れである。

最初に現場に急行したのは、渡辺昇、長沼東夫ら弾正台の官人であった。このとき、弾正台は、前年五月の弾例改正により権限を一部縮少されていたとはいえ、依然広範な捜査権を具備していたと言つてよい。⁽⁴⁾一方、それまで弾正台との間に権限紛争をくり返してきた刑部省も、⁽⁵⁾事件に多大の関心を示した。通報を受けた刑部大輔佐々木高行は、このとき参議をも兼任していたが、直ちに現場に急行、参内報告後、出省して捜査を指揮した。同事件は、初動捜査の段階から手掛かりに欠け、佐々木の手記によれば、「何分長州藩ノ者ヨリノ仕業ナルベシトノ事ニテ、其子細ハ、昨年山口ノ内亂ニテ首謀ト見込ノ者数人斬罪ニ及ヒタルハ、専ラ廣澤ノ指揮ト申ス風聞ナリ、且小倉人モ殊ノ外廣澤

ヲ惡ミタル事アリ彼是ニ付、長州ノ脱徒ノ仕業トノ風聞ナリ、肥後人モ頑固ノ義ハ同意トノ事ナリ、夫レニ付、大樂源太郎・富永有隣杯ハ、彼ノ長州ノ暴拳ノ首謀人ノ見込ニテ、則脱走ノ者ナリ、此兩人杯、諸藩へ潜伏シテ同志ヲ語ノ風聞ニテ、廣澤ノ事件ヨリ一層敵數探索セリ⁽⁶⁾等々の風説が絶えなかつた。

騒擾事件の探索にあたっては、当時複数の官司が交錯した権限を付与されていた。従って、太政官は兵部省、東京府に対しても捜査、警備に関し布達している⁽⁷⁾。このうち、東京府第一大区において取調べを担当したのが権少属安藤則命であつた⁽⁸⁾。安藤が本格的に捜査に着手したのは、同年四月に入ってからであつた。それまでの間、捜査は主として弾正台を中心に進められたが、初動捜査に予断を挟んだことから担当官が処分されるなど、捜査は混乱した⁽⁹⁾。

安藤は、世上の風評に左右されることなく、事件現場への回帰を指向し、広沢の妾、福井かねと同家家令起田正一を拘引して、取調べた。安藤の手になる尋問調書の一部は、現在国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書』の中に見出される⁽¹⁰⁾。その概要を左において逐次検討してみよう。

同文書中にみえる「明治八年乙亥一月八日、辛未一月八日廣澤故参議横死事件ニ付探索取調手續書」は、中警視安藤より政府に提出された同事件捜査の中間報告書である。同資料は、すべて警視庁用箋に認められたもので、事件発生から四年間に及んだ捜査、糾問の過程が克明に記載されている。政府は前年八月、司法省に対し捜査の督促と関係書類の提出を求めたが、同書類はその一貫として警視庁より大木司法卿に上申されたものとみられる。

これによると、安藤は当初より同事件の指揮を担当したものと考えられ、同四年中は主として広沢の妾福井かねの徹底した取調べ⁽¹¹⁾、そして翌五年に入ると、かねとの密通が明らかとなった広沢家家令起田正一への尋問にあつた⁽¹²⁾。安藤は、世情いわれた政治的背景の追及ではなく、痴情の線からの割り出しを念頭において捜査を進めたことが同書類より充分推測される。なお、安藤による取調べは長期かつ厳格を極め、その責問は多く拷問によりなされたことが指摘されている⁽¹³⁾。報告書の中でも、被疑者の供述が絶えず翻えされていることはこのことを暗示するものと言えよう。

しかし、後世安藤の過酷な料問が事件の決着を困難にしたとの評価がなされているが、同書類からは当時の警察当局の捜査が現場重視の見地より合理的に進められたことが確認され、他の司法機関によるやみくもな見込捜査に比べると、尋問方法の時代的制約を除けば、安藤の捜査方針はあながち的はずれなものとして俄に断定するわけにはゆかないであらう。

同資料の後半部分には、明治七年八月に綿貫権大警視及び別府大警部より提出された捜査手順に関する報告書が収載されている⁽¹⁴⁾。同書類は、「正一儀大區ニテ申立候口書ニ、主人寢間上ノ間へ初メ立入、夫ヨリ寢間境ノ襖ヲ明ケ首筋ヨリ口ノ辺へ掛ケ切付候旨申立候趣ト、死骸ノ疵所英晴檢察シテ申立候趣ト是又合致シ⁽¹⁵⁾」とか、「カ子儀主人ノ側ニ居ナカラ無疵ニテハ不都合ニ有之候トテ、正一ノ下知ニ依リ刺刀ヲ以テ自ラ疵付候⁽¹⁶⁾」等々の事実が指摘され、捜査陣の意欲的取組みを看取することができる。

また、同書類には、その後司法省、裁判所当局が行った審理への現場捜査官としての不満が記されていて興味深い。綿貫らも、安藤同様、その後の裁判所の被告釈放に対し、「勅命モ有之候至重之囚人ヲシテ黑白判断結審ニ不至解放ノ議定相成候儀、何レノ見込ニ可有之哉、實ニ裁判官ノ處分トモ不被存儀ト一同疑惑致シ居候事⁽¹⁷⁾」と手敵しい非難を投げかけている。これは、後述するように、単に捜査をめぐる権限紛争に矮小化されるべきことがらではなく、むしろ司法省の事実追及への政治的配慮に対する現場からの憤りを示す事実として受けとめることができる。

当時の警察制度が往々にして軍事的機能を併せもち、捜査が極めて強制的であったことは否定できないが、捜査手続きそのものは至極適切であった如く思考されるのである⁽¹⁸⁾。

こうした安藤らの懸命の捜査にもかかわらず、事件発生後一月以上が経過しても依然犯人の手掛かりはつかめていなかった。そして、同年二月二十五日には、「其天下ニ令シ敵ニ搜索セシメ賊ヲ必獲ニ帰セヨ⁽¹⁹⁾」との異例の詔書が下賜されていた。

一方、弾正台、刑部省側も独自に犯人探索を進めていた。両官司は明治四年七月の司法省創設により、廃止と同時にほぼすべての所轄事務を同省へ移管することとなった⁽²⁰⁾。そして、事件発生より三年以上を経過した同七年八月、聖上より宮内省を通じ、司法省に捜査の中間報告が求められた⁽²¹⁾。この際同省より提出せられた一括書類の中に、それまでの司法当局の捜査のほぼ全容が示されていたと言つてよい。奉呈された報告書には、凡そ一貫して「故参議殿事件モ豫メ草莽ニ深ク注意候処、庚午辛未ノ際征韓ノ論、又ハ草莽輩御採用之アルヘシト云々、其他種々ノ建白スル者アリト相聞ヘ、因テ草莽輩ニ親シク交リヲ結ヒ、征韓ノ事及ヒ百事洞察スルニ、畢竟征韓論ニ名義假リ其實國體ヲ恢復シ廟議ヲ一變スルノ陰謀ニ是アリ」との視点が認められる。

その結果、捜査の範囲はきわめて広範囲にわたることとなった。とりわけ、反政府的と目された久留米藩、熊本藩、柳河藩内部の危険分子への嫌疑が高まった。一例を挙げれば、司法大検事岸良兼養の報告書には左の如く捜査の概要が記されている。⁽²³⁾

去ル明治庚午ノ秋ヨリ辛未春ノ初ノ頃ロニハ、西辺殊ニ穩ヤカナラス、久留米藩ニハ方サニ暴發ノ勢ヲ為シ、輩下ニハ草莽不逞ノ輩四集シ放火或ヒハ謀殺等種々ノ陰企之レアリ、此際在東京柳川藩下旧洞官廣田彦磨ノ許ニ同藩土族江口瀨兵衛、久保田國彦ヨリノ來書中ニ、時事不容易議ヲ認メ有之、右書狀東京ニ至リテ柳川藩留守居某ノ手ニ落ツ、依テ之ヲ熊本藩米田虎雄取次キ、廣澤故参議ノ手許ニ出セシハ、実ニ辛未正月八日早朝ノコトナリ、然ルニ此事外露セシナラン不逞ノ徒是ヨリ互ニ深ク廣沢故参議ノ其陰謀ヲ知ラルルヲ恐レ、遂ニ其徒等事ヲ急遽ニ発シ、同夜直ニ刃ヲ故参議ニツキサシ、其書ヲ奪還シ外洩ノ路ヲ絶タルトシかるに、こうした捜索も多くは所謂見込み捜査の域を出ず、立件の可能性は極めて低いものであった。一括書類の中では、この他丸山作樂や大隈重信への疑惑が指摘されている。⁽²⁴⁾ 弾正台、刑部省、司法省、各時代各段階における捜査には、被害者が政府高官とあって、反政府分子の中に首謀者を求めようとする一定の予断を看取することができるのである。

該事件は結局、四年余が経過しても依然有力な容疑者を摘発するには至らなかった。明治七年九月七日の司法省布

達にも、「過ル明治四年賊徒故廣澤參議ヲ殺害ニ及ビ候儀、達天聰深ク御震怒被為在、其節詔書ヲ以テ、右賊徒ヲ必獲二期スベキ旨御沙汰有之、而後四年ヲ經ルト雖ドモ未ダ捕獲ニ不至、實ニ不相濟儀ニテ、朝憲ノ不相立ル次第ニ付、今一層嚴密搜索ヲ遂ゲ、右賊徒ヲ速ニ捕獲致シ候様可致候條、此旨布達候コト」とみえている。⁽²⁵⁾

捜査が所期の実効を挙げえなかつた背景としては、すでにふれたような複数機関による捜査権の交錯が指摘できよう。明治五年以降、同事件捜査をめぐり東京府と司法省との権限紛争が表面化し、安藤ら東京府警察当局の背後にある参議西郷隆盛が、事態收拾に乗り出したことは、左の書簡より明らかである。⁽²⁶⁾

陳ば司法省より六區に支局相拵、裁判局えも出席致す賦と相見得候付、右様雙方に相跨り候ては取締組甚難決の事候間、右様の時機相成候はば、全取締組は其方一ト向に候て司法省へ被屬度、他方と兼任相成候ては、頭役も雙方へ出来候付、色々苦情相起り候儀は案中に御座候間、東京府へ御打合相成候て、御取究無之候ては相濟間敷段及議論候處ボリス司法省に屬し候ては不体裁の事に付、右様の譯には参り申間敷との事にて、明日由利並貴兄の内御用申来候筈と奉存候付、其心得を以委敷御取調被下度。

しかし、同年四月下旬以降、開明派官僚の代表ともいえる江藤新平が司法卿に就任すると、八月遯卒の司法省警保寮への移管が推進され、これに伴う確執も活発化した。すでに安藤が同事件の主犯と認定した起田は、同年四月司法省に送致されていたが、その審理をめぐり、なお移行期の司法機関内部において対立が繰り返された。

(1) 山口藩兵騷擾事件は、脱徒隊の藩及び政府に対する反抗であり、木戸、広沢らが收拾に奔走した。同事件の峻厳な処罰は、広沢事件の伏線となったと言われている（同事件については、前掲『日本政治裁判史録、明治・前』、『公文録』、『庚午、山口藩隊卒騷擾始末』等参照）。

(2) 明治四年一月九日付『太政官日誌』。

(3) 明治四年二月十八日付伊藤博文宛木戸孝允書簡には、「正月八日広沢参議横死一条、弟も神戸に着之上突然此事を承知いたし只茫然、時移り刻移り段々事実を得実に残慨悲切に堪へ不申。同氏も昨冬来別而奮勵東京等之取締も余程相任し尽力仕居候処、如此之次第何とも遺恨千万に御座候。」とみえている（『伊藤博文関係文書』四、二〇二頁—二〇三頁）。

(4) 明治三年五月七日、『新弾例』が制定され、一部権限の縮小がなされた（『法規分類大全』官職門（2）等参照）。

- (5) 刑部省との権限紛争の経緯については、佐々木刑部大輔の日記に詳しい（『保古飛呂比』四、一六一頁）。
- (6) 『保古飛呂比』五、五頁—六頁。
- (7) 『公文録』「廣澤参議へ深手為負逃去候賊探索補縛ノ儀御沙汰書並東京府觸」（辛未、廣澤参議暗殺始末一）。
- (8) 明治初年の警察機構の変遷については、主として『警視廳史稿卷之一』一頁—二八頁参照。安藤の履歴については、『警視庁史・明治編』二九頁以下（昭和三十四年版）参照。
- (9) 明治四年三月二十三日、弾正台小巡察長沼東夫ら捜査関係者が免職等の処分を受けたが、その間の事情については前掲田中論文、二五七頁—二五八頁参照。
- (10) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任文書」、『広沢真臣参議横死事件ニ付探索取調手續書類』。
- (11)(12) 広沢と福井、及び広沢と起田との関係については、前掲尾佐竹『法窓秘聞』、九三頁—九四頁に詳しい。
- (13) 広沢事件は、明治初年における拷問の事例としてつとに有名であり、前年末頒布をみた新律綱領の拷問規定を明らかに無視しており（手塚豊『明治刑法史の研究（下）』、昭和六十一年、慶應通信、十頁—十四頁、前掲尾佐竹『明治秘史・疑獄難獄』、二八頁—三一頁）、その意味では違法な取り調べと言えらる。
- (14) 綿貫らが報告書をまとめたのは、すでに内務省が創設され、明治七年二月の「東京警視庁職制章程並諸規則」の制定公布により、行政警察制度が確立しつつあった頃である（『内務省史』第二卷、昭和五十六年、原書房、五七八頁—五七九頁）。
- (15)(16)(17) 前掲『大木喬任文書』。
- (18) 岩井忠熊「軍事・警察機構の確立」（『岩波講座・日本歴史 近代2』、昭和五十五年）一八六頁—一八七頁、山元一雄『日本警察史・全』（昭和九年、松華堂書店）参照。
- (19) 『明治天皇紀』第二、四一七頁。
- (20) 『法規分類大全』刑法門（一）、五頁。
- (21) 『公文録』明治七年八月司法省伺「故廣澤参議殺害及候者探索捕獲ノ条」。
- (22)(23)(24) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三條家文書』、『広沢真臣暗殺関係書類（一）』。
- (25) 司法省布達第二十一号。
- (26) 『大西郷全集』第二卷、六〇五頁—六〇六頁。

三、安藤と司法省

安藤を中心とする東京府第一大区捜査陣は、明治五年四月十三日、起田正一を広沢参議殺害容疑者として司法省に送検した。同日付けの東京裁判所に対する訴状は、前出の『大木喬任文書』の中に見出される。⁽¹⁾同資料には、「第一大区役所取調之口書」なる書類（警視庁用箋）が添付されている。これにより、広沢の妻かねと密通していた起田が、主人広沢を殺害するに及んだ動機、経過を知ることができる。

それによると、起田は前年十二月にも主人殺害を計画したが、未遂に終わった事実が明らかとなっている。また、事件当夜の様子についても克明に自白しており、犯行現場において「主人真臣首筋ヨリ口之辺ニ掛切付候」等々生々しい犯行の模様を供述している。

同訴状には、起田の容疑事実、背景及び所持品について詳細に記載されており、当時の水準としてはきわめて整った一件書類であると言ってよからう。尋問過程に拷問等の過酷な取り調べがなされたとはいえ、立証作業そのものは、しっかりと杜撰なものとは言えないであらう。

まもなく、司法省裁判所において、起田に対し、裁判長松本暢権大判事、係り判事玉乃世履権大判事及び大塚正男権少判事らによる第一回の審理が行われた。⁽³⁾起田は当初、警察における供述内容を繰り返していたが、まもなく、従来の供述は拷問に堪えかねた結果の強制的自白であったと言を翻えした。⁽⁴⁾裁判所側はなおも起田を追及したが、確たる供述を得るに至らなかつた。そこで、裁判所は東京府側に証拠不十分の旨を伝え、再考を促したのであった。⁽⁵⁾

これに対し、安藤は司法省側こそ糾問不十分であるとして、後ろ楯の西郷を通じ大政官にその旨上申したのであった。⁽⁶⁾その結果、同年八月、新たに阪本政均権中判事を中心に、有島少判事、安藤権少属、横山検事らによる取り調べを再開した。この際の審理をめぐっては、『大木文書』の中に判事、検事、警察官三者による問答を克明に記した

多くの書類が散見している。⁽⁷⁾このうち、警察側が証拠の一つとした賊の足跡については、「賊之足跡ト申立又自身之仕業ト白状之末、又翻言ニ及ビ候事」を検事が問うたのにたいし、判事は犯行時のものとは断定しがたいとして、「右足跡ノ寸尺恰好等正一ノ足跡ニ符合致候トモ右ヲ以同人ノ仕業トハ難治定見込ニ候事」との回答をなしている。この他、「密通之事件推問如何之事」、「会計、放蕩ノ始末推問如何之事」等々の審理がなされ、安藤は依然「此者敢テ白シト見切ルコト不能、此答ヲ以テ考レハ益不審ナリ。因テ是非共黒點ヲ以テ寛赦交々精緻ヲ尽スヘキ者ト存候事」との態度を示した。⁽⁸⁾

こうした一連の審理に関し、これまで比較的等閑に付されていたのは、正院官吏による立ち会いが執行ないし検討されたことである。政府高官の横死事件とあって、政府は当初より詔書を奉じて事件解決に並々ならぬ取り組みをみせ、同時に捜査権の重複による関係機関相互の権限争議も手伝い、事件処理そのものが多分に高度の政治的調整を必要としていたことから、以上の措置が検討されたものと思考される。⁽⁹⁾実際、第一回目の審理には立ち会いが行われ、覆審の際にも検討されたことが、左の太政官公文より明白である。

十月十九日

同三十日 武井 谷森

大臣 具視

参議 大久保 大隈 大木

庶務課長 土方 杉浦

書面司法省ヨリ故廣澤参議暗殺擬案覆案儀ニ付伺之趣、右ハ最前起田正一白状之趣ハ全ク鞫問ニ堪兼候アマリ枉屈妄言致シ候儀ノ旨、其後申立候ヨリ疑案未決今日ニ及候處、此節覆審決放可致運ヒニ至候趣ニ有之、然ル處右一件糾弾ノ初発正院ヨリ立会之官員被差遣候ニ付、此度覆審ノ儀モ同様可被仰付哉否相伺候儀ニ候得共、最早其儀ニ及間敷事ト被存候、依之御指令案相伺候也

御指令

伺之趣不及立会候事

明治六年十月三十日

覆審を終えても、依然起田らの犯行は立証されなかつた。⁽¹⁰⁾そこで、裁判所は翌七年、起田の拘留を解き、本籍地における親類預けを主張したが、検事局、警察双方の反発に出会い、再び事態は膠着した。⁽¹¹⁾安藤はすでにこのとき、司法省警保寮中検事から東京警視庁権大警視に転じていたが、⁽¹²⁾裁判所の措置に反対する側のいわば急先鋒であつたといえる。

事件処理をめぐる対立は、結局参座制導入を招来した。⁽¹³⁾橋口中検事の建議に基づき、翌八年二月、司法省は参座の設置に着手した。⁽¹⁴⁾その後、参座規則等の改正を経て、同年三月開廷の運びとなり、安藤中警視も綿貫権中警視を伴い出廷した。同年六月の審理においては、原告官安藤により被告起田の容疑が厳しく論告された。安藤は終始起田の有罪を主張したが、結局同年七月十三日、参座投票は起田の無罪を結果した。⁽¹⁵⁾

当時としては、きわめて緻密な取り調べと果敢な立証活動にもかかわらず、安藤らの主張が入れられなかつた点について、尾佐竹博士は、結局司法省を含め政府首脳に広沢暗殺を反政府運動に結びつけたいとの思惑が存在したことを指摘されている。⁽¹⁶⁾一貫して痴情関係を主張した安藤らの主張が退けられたのは、これに加え広沢の名譽に対する長州派首脳配慮があつたこともまた見逃すわけにはゆかないであろう。

一方、田中時彦氏が注目されているように、この臨時裁判には、同年初頭の大阪会議の政体改革決定を受けて断行された大審院の設置が大きな影響を与える結果となつた。⁽¹⁷⁾同改革のうち、司法改革については木戸の主張が色濃く投影され、⁽¹⁸⁾「大審院章程」は裁判への司法卿の直接的干渉を排除した。この規定は、左の如く同時進行中の広沢事件裁判にも適用されることとなつた。⁽¹⁹⁾

廣澤故参議暗殺一件糾弾之儀ニ付先般ヨリ参坐等夫々被相設、其節右糾弾之章程相伺置候處、右章程ハ司法省旧省程難獄疑獄ハ卿決定スルノ條件ヨリ起リ、矢張臨時裁判之一部分ニシテ、右裁判長自ラ司法卿ニ當リ候處、今般御定相成候新章程ニハ、司法

卿裁判ニ干預不致儀ニ有之、然ル處前件糾弾未タ半途ニシテ結局ニ不相成就テハ、特別之譯ヲ以右一件結局迄裁判ノ儀モ司法卿ニ御委任可被仰付哉、又ハ新章程ニ據リ、司法卿ノ儀ハ引キ離シ、判事ニテ裁判可為致哉、右至急御指令奉仰候也

八年五月十三日

太政大臣 三條實美殿

司法卿 大木喬任

伺之趣司法卿ハ裁判ニ不干預改テ裁判可為致事
但參座其外ハ従前之通可差置事

明治八年六月二日

この決定には、参議として板垣、大木、大久保、大隈、伊藤、寺島が署名して⁽²⁰⁾おり、政権内部の意思統一を背景として、東京警視庁の背後にある薩派と木戸、さらには司法省を拠点とする肥前派の妥協がはかられたものとみられる。安藤らの主張が結果として葬り去られたということよりも、むしろ裁判過程にまでその主張が及んだことに注目すべきであろう。安藤らの発言力を保証した政治的背景については、次章において検討することとしたい。

(1) 同資料は、「明治八年乙亥一月八日、一大区並裁判所取調之外不審之廉取調所、中警視安藤則命」なる題名の書類を含み、殺害現場となった広沢邸の詳細な図面、及び起田に関する口書が綴られている(前掲『大木喬任文書』、国会図書館憲政資料室所蔵)。

(2) 起田の取り調べの経過については、尾佐竹猛『明治文化史としての日本陪審史』(大正十五年、邦光堂書店)、一〇二頁以下に詳しい。

(3) 『司法沿革誌』によれば、裁判長の松本は前年十一月七日付で司法少輔に就任しており、司法省内では佐々木に近く、従って比較的保守的思想の持ち主であったものと考えられる。大蔵省にあった洪沢とも交流があり、江藤の司法卿人事については、消極的であったと言われる。

(4) 明治八年七月十六日付『東京曙新聞』は、「廣澤参議暗殺ノ嫌疑ニヨリ獄庭ニ引出サレシモノ已二十餘人ナリ、内四人ハ

拷訊ニ堪ユルアタハズシテ自ら犯状ヲ供セシガ、其確實ナラザルトコロアルヲ以テ、數回訊問ノ後遂ニ無罪ニ決シ、本月十三日ヲ以テ盡ク放免セラレタリ。而シテ吾政府ハ之ニヨリテ兪々拷問ノ弊害アルヲ知り、之ヲ廢止スベキノ内議已ニ決着セシ旨ヲ傳聞セリ。」と報じている。同事件が拷問廢止論議に与えた影響はきわめて大きかったと言わねばならないであろう。

(5) 司法職務定制に基つき前年八月司法省警保寮が設けられ、ここに形の上で警察権の中央集権化が推進されたが、実際に裁判と司法警察との関係は、依然制度的にも人的にも整序されてはいなかった(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、三一三頁—三一四頁)。

(6) 前掲『明治秘史・疑獄難獄』三一頁、田中論文、二六〇頁。

(7) 安藤については、『安藤則命求推事六ヶ条』なる書類がみえ、『明治六年二月、安藤中検事』提出とされている(『大木喬任文書』、国会図書館蔵)。

(8) 同右書。

(9) 国立公文書館所蔵『公文録』辛未、廣澤參議暗殺始末一、「起田正一初メ覆審之儀ニ付伺」。

(10) 検事側からは、「賊ノ足跡ト申立又自身ノ仕業ト白状候末又翻言云々及候事」、「裁判所ニテ始取調ノ初日並五ヶ條推問如何事」、「密通ノ事件推問如何ノ事」、「會計放蕩ノ始末如何ノ事」、「大區役所ニテ敵責苦痛ニ堪兼妄言及申立責問ノ始末推問如何ノ事」の五点の究明が求められている。以上の諸点に関する調書は阪本権中判事、有馬少判事のもので、「起多(田)一件口書案」にまとめられている(前掲『大木喬任文書』、国会図書館蔵)。

(11) この措置は、裁判所側が福井かねと起田との関係及び起田の殺害動機に関して、もはやこれ以上立証不能とする検事側の主張を認めたために検討されたものであるが、警察側は処分保留に反対した。

(12) 安藤は内務省、東京警視庁発足に伴い、権大警視に転出し、再び川路利良を中心として薩摩閥の強力な新警察組織に復帰した。安藤人脈の形成については、次章において検討を加えた。

(13) 参座制の変遷については、藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議(上)(下)」、「神戸法学雑誌」第三十四卷第三、四号)、及び三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』(昭和五十五年、塙書房)等参照、なお拙稿『明治六年・小野組転籍事件の一考察』(『法学研究』第五八卷十二号)においても若干その政治的意味に言及した。

(14) 参座規則は「広沢故参議暗殺事件別局裁判規則」として、明治八年二月成立をみた。全十二条よりなる同規則には、原告官、弁護官、参座、裁判官それぞれについての規定がみえ、末尾に投票方法が記されている(前掲『公文録』、「司法省ヨリ廣澤参議暗殺事件取調別局規則ノ儀伺」等参照)。

(15) 前掲尾佐竹『明治秘史・疑獄難獄』四七頁—四九頁参照。

(16) 同右書、三四頁。

(17) 前掲田中論文、二六五頁以下参照。

(18) 明治六年頃より、木戸は長州派擁護の立場より司法改革を主張し、大阪会議でその意見が大審院設置に大きく反映されたと言へる。木戸の司法制度批判については拙稿「明治六年・小野組転籍事件の一考察」(前出)で検討を加えた。大阪会議の評価については、原口清『日本近代国家の形成』(昭和五十五年、岩波書店)等参照。

(19)(20) 『公文録』(前掲)一、太政官公文「廣澤故参議暗殺一件料弾之儀ニ付伺」。

四、安藤の政治行動と警察当局

明治八年二月の参座制設置に先立ち、安藤は同年一月八日付で三條太政大臣宛に上申書を提出した。大久保の指導下にある内務省を背景として、警視庁内部には川路 安藤体制が発足していた。⁽²⁾ 安藤は、こうした薩閥警察の後ろ楯を得て、司法省による広沢事件の処理に抗議した。

安藤は冒頭、事件処理の経過を略述した後、捜査権問題について「松本判事等ヨリ(中略)大區於テ取調ニ及ヘキ條理無之、至急司法省へ送致イタスヘキ旨東京府知事へ再三督責有之候得共、(中略)探索取調節ハ素ヨリ大區職掌ニモ有之云々畢竟陳述シ、遂致致セス」⁽³⁾との経緯を述べた。そして、しかるべき捜査の後司法省裁判所に送致したところが、「初メ督責ノ趣意ト甚齟齬シ」⁽⁴⁾、裁判所の取り調べはきわめて「軽忽ニ涉」⁽⁵⁾ったと強い調子で批判した。ことに「初席元九條殿跡白洲ニモ無之通常座敷於テ、内密ニ松本判事等懇々丁寧取調」⁽⁶⁾の点を槍玉に挙げている。⁽⁷⁾

安藤は、この他捜査の内容について、裁判所側の審理を不当として、容疑事実の子細にわたり批判を加えている。そして、本件に臨み、「右ハ則命不肖ト雖モ、七ケ年有余警察事務ニ預リ、千緒万端大小事件實際ニ当リ、往々其景況ヨリ手掛ヲ得、其実ヲ拳ルモノ多シ。正一(起田)筆考 足跡符合之次第ヨリ姦通、会計等云々曖昧ノ申立、且カネ

義事変ノ際ニ望ミ、再三偽言等申立候心底不審ノケ條ニ至テハ、尤モ手掛リノ確証タルモノト見込候。」と自信を覗かせている。東京府取締組⁽⁹⁾以来培ってきた捜査技術への自信と薩閥の力を頼んだ言動と言つてよからう。

そして、安藤は左の如く上申書を結んだ。⁽¹⁰⁾

勅命モ有之候大獄ノ儀ヲ、是迄掛ケ判事ノ糾弾甚輕忽ニテ全ク其職ヲ不盡儀ハ勿論、伏罪セシ四人ヲ白州ニモ無之通常之座席ニテ正一ニ限り密ニ曖昧取調及ヒ、殊ニ空氣モ漏サル狹隘ノ臭氣アル新檻ヲ殊更ニ取持、右へ入置候事共、甚粗漏之取扱、旁真服不仕候、就テハ最初言上仕候次第モ有之候ニ付、顛末猶御照考ノ為メ不忌憚書類相添充分異見上申仕候間、偏ニ公正明白ナル裁判相成候様仕度、此段謹テ具申仕候也

すなわち、安藤は裁判所の被告に対する「甚粗漏之取扱」に抗議するとともに、関係書類を添付する旨を表明し、「偏ニ公明明白ナル裁判相成候様」政府に求めたのである。これにより、警察当局と裁判所側との紛争は太政官に持ち込まれたのであった。

太政官の直接の対応を知る手掛かりを見出すことはできないが、この年設置をみた参座制⁽¹¹⁾の下で、起田、福井については中警視安藤が原告官として裁判に臨んだことは注目に値する。参座制は、いわゆる疑獄難獄について司法関係者以外からの参加と判断を仰ぎ、結果として政治的決着をはかろうとする一種の官員陪審である。⁽¹²⁾このときは、内務、外務、文部、陸軍、教部各省の中級官僚が参座に充当され、さらに原告官に警察関係者、弁護官に司法省関係者が配置されて、形式上の公平が維持された。⁽¹³⁾しかし、同参座制について、同年四月の司法改革により「大審院章程」が適用され、司法卿が裁判長たりえなくなったことは、さらに一步公平化が進展したと言ふことができよう。⁽¹⁴⁾

同年六月の審理に臨み、安藤はこれまでの捜査の集大成として厳しく被告の罪状を糾弾した。司法省側からは、特段新たな証拠は提出されなかった。参座の投票を前にして、裁判官、原告官、弁護官の間では、被告のうち直接犯行に関係のない対象者を中心に関係証人に認定すべきであるとの議論がなされた。⁽¹⁵⁾そして、協議の結果、起田以外はみ

な関係証人として決したのである。すなわち、参座投票の対象となったのは、起田一人ということになったのである。このことは、安藤の論告が一定の範囲で認められた証左と言うことができよう。しかし、評決の結果は無罪であった。⁽¹⁶⁾

参座制は陪審制の一種である以上、投票の結果を分析することの意味は少ないと言えよう。安藤の論告がたとえ証拠不十分でなかったにしても、参座を納得させる内容でなかったと言うより他はない。むしろ、安藤が五年九月以降一時中検事時代を挟みながらも、一貫して起田の有罪を主張し、七年以降は薩摩警察を背景として一層の発言力を増したことが事態をここまで進展させた点を強調すべきであろう。「権大警視安藤則命、日夜（詔書）を懐中して最も捜索に励む……（中略）……大いに疑惑を発し、公平に探索す⁽¹⁷⁾」との佐々木元司法大輔の言に端的に示されるように、安藤の同事件への取り組みは内務省警察形成期における捜査官の一姿勢を示すものとして注目される。

しかし、同年の臨時裁判において、綿貫その他の警察側原告官が書面のみの論告に終始したことは、未だ川路―安藤体制が十分に確立していないことを示すものと言わねばならないであろう。⁽¹⁸⁾とまれ、これまで言われた如き安藤の強制捜査が事件の解決を誤らせたとの一面的評価は必ずしもあたらないことが改めて指摘できるのである。尾佐竹博士の研究以来、直情径行型の安藤による強引な捜査との断定は、かえって事件の政治的背景を究明する障害となった如く思考されるのである。⁽¹⁹⁾

- (1) 司法省警保寮は薩摩出身者の割合は少なかったが、東京警視庁は薩摩出身者の比率がひじょうに高かった。内務省官僚の構成については、板垣哲夫「大久保内務卿（明治六年一月―一年五月）における内務省官僚」（近代日本研究会編『幕末・維新の日本』所収、昭和五十六年、山川出版社）、及び大日方純夫「警察と民衆3」（『法学セミナー』、第三六七号）等参照。
- (2) 前掲中原論文（一）、一〇八頁。
- (3) 〔6〕『公文録』辛未、廣澤参議暗殺始末一、「廣澤参議暗殺事件審判ノ儀ニ付安藤中警視上申書」。
- (7) 『大木喬任文書』（国会図書館所蔵）、「元九條殿跡於テ松本判事等内密取調之節申立ノケ條」参照。

- (8) 『公文録』辛未、廣澤參議暗殺始末一、「廣澤參議暗殺事件審判ノ儀ニ付安藤中警視上申書」。
- (9) 取締組の任務については、明治四年十一月「取締組大體規則」が制定されたが、七年一月には警視庁の設置により消滅した（『法規分類大全』警察門、五四頁）。
- (10) 前掲『公文録』辛未、廣澤參議暗殺始末一参照。
- (11) 参座の設置について、明治八年二月十二日付東京日日新聞は、「内務大丞村田氏壽、三等議官生田精、高崎正風、四等議官藤澤次謙の四君も故廣澤參議切害裁判の参座を命じられたりと世間の風説にては、裏に警視廳に於て故廣澤君の妾を糾問ありたる時は、自ら主人を殺したりと白状し、司法省へ送致となりてよりは、又殺さぬと云ひ張り、其言更に一定せず。因て此事に連累の疑ひある諸人を、一同に審判せらるるとの事にて、斯く各省より参座の官員を出さるるなりと云へり。」と伝えている。
- (12) 参座制の意義については、尾佐竹猛前掲書（『明治文化史としての日本陪審史』）及び三谷太一郎前掲書参照。
- (13) 明治八年三月初席は、参議兼司法卿大木喬任、司法大輔山田顕義、権中判事小畑美稻、少判事杉浦知周、権少判事 中村元嘉、司法大丞青山貞、同渡辺驥、大解部小島充均、大解部田中廣徳、権大解部福田正章、三職、参議兼外務卿寺島宗則らが同席した（『公文録』辛未、廣澤參議暗殺始末）。
- (14) 『公文録』明治八年、外史本課、「大審院諸裁判所並司法省検事職制章程各廳へ御達並御布告伺」参照。
- (15) (16) 前掲田中論文、二六五頁以下。
- (17) 『保古飛呂比』。
- (18) 『内務省史』第二卷、五八三頁—五八五頁。
- (19) 警察部内の派閥については、次章及び前掲板垣論文参照。
- (20) 前掲『法憲秘聞』、九二頁。

五 結 び

以上、広沢事件の検討を通じて、明治初年の警察制度形成期における警察官僚安藤の意識と行動を考察した。これ

まで、安藤については、拷問を交えた強引な捜査が、事件処理の一大障害となったとする一面的評価が与えられてきた。結局、同事件が犯人を特定できず未解決のままに終結したことが、かかる評価を生む結果となった。

しかし、すでに述べた如く、安藤の捜査を跡づける『三條家文書』、『大木文書』そして『公文録』中の新資料の多くは、その捜査がけっして当時の水準として不備なものでないことを雄弁に物語っている。むしろ、一定の政治的姿勢にたつて捜査に予断を交えた司法省側の取り組みこそ問題とされるべきであろう。また、事件発生時における捜査体制の混乱が、事件の解決を阻む大きな要因となっていたことも見逃すわけにはゆかない。とまれ、安藤が同事件捜査を長期にわたり担当したことは、安藤自身の警察官僚としての主体性の確立に一定の影響を与えたものと言えよう。

一方、安藤の同事件をめぐる執拗な裁判批判は、司法制度形成期における警察の地位向上に重要な役割を果たすとともに、太政官政府にも薩閥警察の存在を強く印象づけることとなった。明治六年まで、西郷の庇護下に成長した安藤ら警察官僚は、その後大久保体制の下で、川路人脈を形成してゆくことになる。臨時裁判所、参座制の展開過程において、安藤らの要求が政府により一定の範囲において容認されたことは、同事件をめぐるって発揮された警察官僚の政治力を示す一齣であったと言えよう。